

株式会社 吉工 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月31日～ 令和9年7月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和4年7月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和4年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年2月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

目標3：本人及び家族の誕生日など記念日をノー残業デーとして設定する。

<対策>

- 令和4年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年2月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知